

3 食品表示の信頼回復に向けた取組の推進

(1) 科学的・合理的な食品期限表示の設定の取組

勸告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>食品期限表示（注）の設定方法については、厚生労働省と農林水産省が平成 15 年 9 月に作成、公表した「加工食品の表示に関する共通 Q & A（第 2 集：消費期限又は賞味期限について）」（平成 20 年 11 月及び 22 年 3 月一部改正）において、「製造業者等において、客観的な期限の設定のために、微生物試験、理化学試験、官能試験等を含め、これまで商品の開発・営業等により蓄積した経験や知識等を有効に活用することにより、科学的・合理的な根拠に基づいて期限を設定する必要があります。」とされている（同 Q & A 「1. 基本的事項（一般消費者向け）について」 Q 7）。</p> <p>（注）食品が一定の品質を有していると認められる期限を示す日付（月単位の表示も含む。）であり、すべての加工食品には、商品の特性に応じて、消費期限又は賞味期限のどちらかを表示しなければならない。「消費期限」とは、定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。一方、「賞味期限」とは、定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。</p> <p>その後、食品全般に共通した期限表示の設定に関するガイドラインを示す必要性が業界団体等から指摘されたことから、厚生労働省及び農林水産省は、平成 17 年 2 月に「食品期限表示の設定のためのガイドライン」を策定した。</p> <p>一方、平成 19 年 1 月に、広域流通食品の製造・販売等を行う菓子製造業者において、食品衛生法第 19 条第 2 項違反に該当する科学的・合理的根拠なく消費期限を超えた期限を表示していたなど不適切な衛生管理が継続的に行われていたという事案が判明し、社会的な問題となったことから、厚生労働省は、食品等事業者の監視指導を行っている都道府県等に対し、広域流通食品の製造・販売等を行う食品等事業者（以下「広域流通食品等事業者」という。）における科学的・合理的な根拠に基づく期限表示の設定等について、監視指導の強化を要請している（広域流通食品衛生管理通知）。</p> <p>しかし、その後も不適切な原材料使用及び期限表示等に係る諸問題が発生したことから、広域流通食品等を取り扱う菓子製造業者以外の食品等事業者も対象とするなど監視指導を強化するよう要請している（「食品等事業者に対する監視指導の強化について」（平成 19 年 12 月 12 日付け食安発第 1212007 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知。以下「監視指導強化通知」という。))。</p> <p>また、農林水産省においても、平成 19 年 2 月及び同年 8 月に、食品関係団体あてに、会員の団体、食品製造事業者等に対して適正な期限表示の徹底等を図るため、「食品期限表示の設定のためのガイドラインの周知徹底について（通知）」（平成 19 年 2 月 1 日付け 18 消安第 12371 号農林水産省消費・安全局表示・規格課長通知）及び「食品の期限表示の周知徹底及び消費者等への情報提供等について」（平成 19 年 8 月 22 日付け 19 消安第 6182 号農林水産省消費・安全局長通知）を发出している。</p> <p>なお、食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく食品表示基準（期限表示を含む。）の設定等の事務は、前述のとおり、厚生労働省から消費者庁に移管された。</p>	<p>表 3-(1)-①</p> <p>表 3-(1)-②</p> <p>表 3-(1)-③</p> <p>表 3-(1)-④</p>

【調査結果】

ア 食品等事業者における科学的・合理的な食品期限表示の設定状況

厚生労働省は、広域流通食品衛生管理通知において、都道府県等が広域流通食品等事業者に対する指導に当たって留意する事項として、①既存の消費期限又は賞味期限の見直しの際には、「食品期限表示の設定のためのガイドライン」及び「加工食品の表示に関する共通Q&A（第2集：消費期限又は賞味期限について）」を踏まえ、食品等の特性等に応じて、微生物試験、理化学試験及び官能試験の結果等に基づき、科学的・合理的に行われる必要があること、②製品の期限設定の一覧とその根拠を作成し、製造又は加工する工場等に備え付けておくこと、また、立入検査等の監視指導に当たり留意すべき事項として、③科学的・合理的根拠なく、消費期限を超えた期限の表示等、不適切な期限表示の有無について、製品又は加工品に関する記録等を確認すること、④製品の期限設定の一覧とその根拠が工場等に備え付けてあるか確認することを示している。

今回、8都道府県（北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県及び福岡県）において、①菓子製造・販売業、②総合・食料品スーパー（弁当、そうざい等の製造・販売を行っているもの）、③水産食料品製造業の3業種からそれぞれ9事業者、計27事業者（すべて中小企業）を抽出し、食品期限表示の設定状況を調査したところ、科学的・合理的根拠に基づいた設定を行っていないとするものが4事業者（全事業者の14.8%。内訳は菓子製造・販売業1事業者及び総合・食料品スーパー3事業者）みられた。

これら4事業者に対しその理由等を聴取したところ、次のとおりであった。

- i) 納入先であった食品販売事業者の検査、指導を受けて設定
- ii) 昔から経験的に大丈夫だという期間を把握しており、食品事故が発生すれば大変なことになるので、更に短めに設定
- iii) これまでの経験値、仕入業者への確認、近辺の他業者の設定状況を参考に設定
- iv) 業界団体が作成した「賞味・期限表示一覧」を参考に設定

当該4事業者について、消費者庁は、「食品期限表示の設定のためのガイドライン」及び「加工食品の表示に関する共通Q&A（第2集：消費期限又は賞味期限について）」に照らしてみても、「科学的・合理的根拠を持って賞味期限を設定していたと考えられる。」との見解を示している。しかしながら、上記のように食品期限表示の設定についての事業者の理解が不十分な状況がみられ、このことは、当該制度の食品等事業者に対する周知が十分でないことが一因と考えられる。

さらに、上記の4事業者に対し、期限表示が義務付けられていること及び科学的・合理的な食品期限表示の設定の必要性の認知の有無を聴取したところ、4事業者とも期限表示が義務付けられていることは承知しているものの、科学的・合理的な食品期限表示の設定の必要性については、承知していないとするものが2事業者みられた。

以上の状況から、中小の食品等事業者に対し、科学的・合理的な食品期限表示の設定について周知徹底を図ることが必要と考えられる。

また、科学的・合理的な食品期限表示の設定を行っているとしている23事業者について、製品の期限設定の一覧及びその根拠（保存試験結果等）の備付け状況を調査したところ、工場等に備え付けていないものが5事業者（全事業者の18.5%。内訳は菓

表3-(1)-⑤

表3-(1)-⑥

表3-(1)-⑦

子製造・販売業2事業者及び水産食料品製造業3事業者) みられた。

イ 食品期限表示の確認に係る監視指導状況

厚生労働省は、広域流通食品の製造・販売等を行う施設において不適切な期限表示を行った事例が確認されていることから、「平成19年度食品、添加物等の年末一斉取締りの実施について」(平成19年11月16日付け食安発第1116002号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)により、都道府県等に対し、当該一斉取締りの期間中、広域流通食品等事業者の施設において実施した消費期限の表示の確認に関する監視指導結果の報告を求め、科学的・合理的な食品期限表示の設定状況について実態把握を行っている。

表3-(1)-⑧

表3-(1)-⑨

また、厚生労働省は、平成20年度以降も、都道府県等に対し、夏期・年末一斉取締りに関して実施した消費期限の表示の確認に関する監視指導結果の報告を求めている。しかし、夏期・年末一斉取締りに関して監視指導を実施した広域流通食品等事業者以外の広域流通食品等事業者や、広域流通食品等事業者以外の食品等事業者については、報告を求めておらず、その実態も把握していない。

しかし、総務省の「平成18年事業所・企業統計調査」によると、食料品製造業全体の98.9%が中小企業とされていること及び中小事業者の中には、上記アのとおり、科学的・合理的な食品期限表示の設定についての理解が不十分な状況がみられたことから、今後は、広域流通食品等事業者以外の食品等事業者における実態把握を推進することが必要と考えられる。

なお、上記アの科学的・合理的な食品期限表示の設定を行っていない4事業者並びに製品の期限設定の一覧及びその根拠を作成していない5事業者について、それぞれの所在地を管轄する保健所の立入検査で、平成20年11月までに、食品期限表示に関する指導を受けている例もみられないことから、都道府県等による科学的・合理的な食品期限表示の設定に係る監視指導が徹底されていないと考えられる。

【所見】

したがって、消費者庁は、食品の安全を確保し、食品表示に対する消費者の信頼を回復するための取組を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

食品等事業者における科学的・合理的な食品期限表示の設定について、その周知徹底を図ること。その際、広域流通食品等事業者以外の食品等事業者における実態把握を推進すること。

表 3-(1)-① 「食品期限表示の設定のためのガイドライン」(平成 17 年 2 月 25 日)の「期限表示設定の基本的な考え方」(抜粋)

- ① 個々の食品の特性に十分配慮した上で、食品の安全性や品質等を的確に評価するための客観的な項目(指標)(注)に基づき、期限を設定する必要がある。
- ② 各々の試験及び項目(指標)の特性を知り、それらを総合的に判断し、期限設定を行わなければならない。
- ③ 食品の特性に応じ、設定された期限に対して 1 未満の係数(安全係数)をかけて、客観的な項目(指標)において得られた期限よりも短い期間を設定することが基本である。
- ④ 期限表示を行う製造者等は、期限設定の設定根拠に関する資料等を整備・保管し、消費者等から求められたときには情報提供するよう努めるべきである。

(注) 1 厚生労働省及び農林水産省の資料に基づき当省が作成した。
 2 「客観的な項目(指標)」とは、「理化学試験」、「微生物試験」等において数値化することが可能な項目(指標)をいう。

表 3-(1)-② 「食品等事業者に対する監視指導の強化について」(平成 19 年 12 月 12 日付け食安発第 1212007 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)(抜粋)

本年 1 月に広域流通食品等の製造・販売等を行う菓子製造業者による不適切な期限表示及び衛生管理が明らかになって以降、不適切な原材料使用及び期限表示等に係る諸問題が発生しているが、いずれも食品表示に関する通報等を契機とした立入検査において確認されたものであり、これらの意図的な法違反行為等の続発によって、国民の食に対する信頼が大きく揺らいでいる。

食品等事業者に対する監視指導については、「広域流通食品の製造に係る衛生管理の徹底について」(平成 19 年 1 月 31 日付け食安発第 0131002 号)により重点監視指導事項を示すとともに、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。)第 24 条に基づき都道府県知事等が定める「都道府県等食品衛生監視指導計画」の見直し等についてお願いしたところである。

今般、これまでの問題事例について、通常の監視において発見できなかった原因等について検証し、立入検査時の重要確認事項を整理したので、意図的な行為を含め法違反行為を発見する観点から、下記の事項等に留意して、「都道府県等食品衛生監視指導計画」を策定するとともに、監視指導を実施されるようお願いする。

なお、「食品衛生監視票について」(平成 16 年 4 月 1 日付け食安発第 0401001 号)別添の食品衛生監視票を別添のように改正したので、了解願いたい。

記

I 対象業種

広域流通食品等を取り扱う菓子製造業者のほか、問題事例が確認された業種、製品の特性、条例の制定状況等を踏まえ、その他の食品等事業者を対象とすること。

II 重点監視指導事項

- 1 科学的・合理的根拠に基づかない消費期限等の延長の有無(法第 19 条第 2 項違反)
- 2 期限切れの原材料の使用等原材料の不適切な使用の有無(法第 50 条第 3 項違反(条例に定めのある都道府県等に限り。))

III 通常の立入検査

1 食品等事業者への通告

立入検査については、原則として、事前通告を行わずに実施することとし、製造・加工施設及び事務所等への立入、食品等の検査、記録・帳簿等の確認を行うこと。

2 法の適合性の確認

(1) 食品等事業者に対する質問

工場長、品質管理責任者、食品衛生管理者、食品衛生責任者等への質問により事実関係を確認するとともに、確認内容が妥当かどうかについて作業員等複数の者への質問により検証すること。

(2) 関係記録・帳簿等の確認

製造・加工施設及び事務所等において、次の記録・帳簿等について確認し、記録等の内容の適正性、矛盾点の有無等を確認すること。

- ① 原材料の管理記録(仕入年月日、仕入量、検品記録等)
- ② 製造管理記録(製造日、原材料の種類、ロット、製造量等)
- ③ 出荷記録(出荷年月日、出荷先、出荷量、ロット、検品記録等)
- ④ 返品記録(返品年月日、返品量、ロット等)
- ⑤ 廃棄記録(廃棄年月日、廃棄量、ロット等)
- ⑥ 製品の期限設定の一覧及びその根拠(保存試験結果等)
- ⑦ 自主検査結果(微生物検査、理化学検査、官能検査等)

(3) 製造・加工施設内における確認内容(各種事例における確認事項は参考を参照)

製造・加工施設内において、次の事項について確認し、矛盾点の有無等を確認すること。

- ① 原材料の保管・使用状況及び現物表示
- ② 製造・加工工程についての関係記録の作成状況
- ③ 製品の保管・出荷状況及び現物表示
- ④ 返品の保管・廃棄状況及び現物表示

(4) 法第 28 条第 1 項の規定に基づく報告徴収

上記(1)から(3)までの確認に当たり、特に重要と考えられる事項及び確認が十分行えなかった事項等については、法第 28 条第 1 項の規定に基づき文書により、当該食品等事業者(法人にあつては、その代表権を有する者)から報告徴収すること。

なお、当該食品等事業者に対しては、法第 28 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合、法第 75 条第 2 号の罰則の適用がある旨あらかじめ説明すること。

IV 通報等の情報に基づく立入検査

通報等に係る監視指導については、「通報に係る監視指導について」(平成 19 年 7 月 13 日付け食安発第 0713005 号)で示した留意事項のほか、次の事項を考慮し、立入検査を実施すること。

- 1 立入検査を行う食品衛生監視員を通常の立入検査よりも増員し、通報等の情報に基づき検査内容等を精査した上で、検査事項を分担するとともに、責任者は検査の進捗状況を把握すること。
- 2 立入検査の方法については、Ⅲと同様とするが、通報等の情報に直接関係する事項については、法第 28 条第 1 項の規定に基づき、必ず文書により報告徴収を行うこと。
(別添) 食品衛生監視票 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 3-(1)-③ 「食品期限表示の設定のためのガイドラインの周知徹底について (通知)」(平成 19 年 2 月 1 日付け 18 消安第 12371 号農林水産省消費・安全局表示・規格課長通知)

食品の期限表示に関しては、「食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号)」及び「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (昭和 25 年法律第 175 号) (JAS 法)」に基づき、「消費期限」又は「賞味期限」を表示することを製造事業者等に義務付けているところ。

期限表示の設定については、「加工食品の表示に関する共通 Q & A (第 2 集: 期限表示について)」においてその考え方を示しているところではありますが、食品の品質保持に関する情報を把握する立場にあり、当該製品に責任を負う製造事業者等が、科学的かつ合理的根拠をもって適切に設定すべきものです。

このため、農林水産省と農林水産省は、製造事業者等が期限表示を設定する際や、業界団体のガイドライン作成に資するよう、食品全般に共通した期限表示の設定に関するガイドラインとして、平成 17 年 2 月に「食品期限表示の設定のためのガイドライン (以下、「期限表示ガイドライン」という。)」(平成 17 年 2 月 25 日付け 16 消安第 8982 号)を公表しているところ。

今般、一部の食品製造業者が社内基準より長い消費期限の表示を行っていた事実が判明するなど、消費者の期限表示に対する信頼を揺るがす事態が生じています。

こうした中、食品の期限表示に対する消費者の信頼を確保するためには、各製造事業者等が期限表示の設定に係る自らの責任を十分認識し、期限表示ガイドライン等を踏まえた科学的かつ合理的根拠に基づく期限表示の設定を適切に行うことが極めて重要となっています。

つきましては、改めて期限表示ガイドラインを踏まえた貴団体のガイドラインの作成をご検討いただくとともに、傘下の製造事業者等に対し、各製造業者等が期限表示ガイドラインの考え方を踏まえた科学的かつ合理的根拠に基づく期限表示の設定を適切に行い、消費者等への情報提供に努めていただくよう周知をお願いします。

(注) 下線は当省が付した。

表 3-(1)-④ 「食品の期限表示の周知徹底及び消費者等への情報提供等について」(平成 19 年 8 月 22 日付け 19 消安第 6182 号農林水産省消費・安全局長通知)

食品の期限表示に関しては、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和 25 年法律第 175 号)(JAS 法)」に基づく加工食品品質表示基準(平成 12 年農林水産省告示第 513 号)により、平成 13 年 4 月から、「消費期限」又は「賞味期限」を表示することを食品製造事業者等に義務付けているところ
です。

また、期限表示の設定については、「加工食品の表示に関する共通 Q & A (第 2 集: 期限表示について)」
においてその考え方を示しているところであり、食品の品質保持に関する情報を把握する立場にあって、当
該製品に責任を負う食品製造事業者等が科学的かつ合理的根拠をもって適切に設定すべきものです。このた
め、農林水産省は、厚生労働省と共同で食品製造事業者等が期限表示を設定する際や業界団体のガイドラ
イン作成に資するよう、食品全般に共通した期限表示の設定に関するガイドラインとして、平成 17 年 2 月に
「食品期限表示の設定のためのガイドライン(以下、「期限表示ガイドライン」という。)」(平成 17 年 2 月
25 日付け 16 消安第 8982 号)を公表しています。

さらに、本年 2 月に大手菓子会社の不適切な期限設定の事案を踏まえて、「食品期限表示の設定のための
ガイドラインの周知徹底について(通知)」(平成 19 年 2 月 1 日付け 18 消安第 12371 号)を関係団体あて通
知し、改めて適正な期限表示の徹底を指導してきているところです。

しかしながら、今般、菓子会社において、賞味期限改ざんが行われた上、当該社長が「菓자에賞味期限を
表示することが義務だとは知らなかった」旨の発言がありました。このような企業トップの姿勢は、菓子業
界全体に対する不信感を惹起しかねない問題であり、誠に遺憾であります。

食品の期限表示に対する消費者の信頼を確保するためには、各食品製造事業者等のトップが期限表示の設
定に係る自らの責任を十分認識し、期限表示ガイドライン等を踏まえた科学的かつ合理的根拠に基づく期
限表示の設定を適切に行うことが極めて重要です。

つきましては、貴団体におかれましても、再発防止に万全を期し、食品に対する消費者の信頼を確保する
観点から、会員の団体及び食品製造事業者等に対し、期限表示ガイドラインの考え方を踏まえた科学的かつ
合理的根拠に基づく期限表示の設定を適切に行い、消費者等への情報提供を徹底するとともに、下記事項に
ついて、自主点検を実施し、その結果について平成 19 年 9 月末までに報告いただくようお願いいたします。
また、消費者等への消費期限及び賞味期限に関する情報提供については、期限表示ガイドラインを踏まえ、
① 製品の期限設定の設定根拠に関する資料等を整備・保管し② 当該資料等について、消費者等から求めら
れたときには積極的に情報提供することが必要であると考えており、適切な対応をとられるようお願いしま
す。

記

業界団体について

- 1 期限表示ガイドラインを踏まえた団体のガイドライン作成の有無及びその活用状況

食品製造事業者等について

- 1 期限表示が義務付けされていることの認知の有無
- 2 期限表示についての社内基準の有無
- 3 期限表示についての社内基準の科学的かつ合理的根拠の有無
- 4 期限表示についての社内チェック体制の有無

(注) 下線は当省が付した。

表 3-(1)-⑤ 27 食品事業者における科学的・合理的な食品期限表示の設定状況

(単位：事業者、%)

業種	区分	抽出事業者数	科学的・合理的な食品期限表示の設定状況	
			うち、科学的・合理的な食品期限表示の設定を行っていないとするもの	うち、製品の期限設定の一覧及びその根拠（保存試験結果等）を工場等に備え付けていないもの
菓子製造・販売業		9	1 (11.1)	2 (22.2)
総合・食料品スーパー		9	3 (33.3)	0 (0.0)
水産食料品製造業		9	0 (0.0)	3 (33.3)
計		27	4 (14.8)	5 (18.5)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象食品事業者は、近年の食品表示事件の発生状況等を踏まえ、菓子製造・販売業、総合・食料品スーパー及び水産食料品製造業の3業種から選定することとし、業種ごとに、東京都で2業者、北海道、宮城県、愛知県、大阪府、広島県、香川県及び福岡県で各1業者を任意に抽出した。

また、総務省「平成18年事業所・企業統計調査」によると、食料品製造業（清涼飲料製造業及び茶・珈琲製造業を含む。）全体の98.9%が中小企業であることから、中小企業から選定した。

3 () 内は、「抽出事業者数」に占める割合を示す。

表 3-(1)-⑥ 科学的・合理的な食品期限表示の設定を行っていない理由・あい路

食品事業者	区分	理由・あい路
菓子製造・販売業	1-H	製造している製品の種類が多く、季節的にも商品の変更を行うことから、すべてを試験・検査して期限を設定することは難しいため。 平成20年7月まで納入先であった食品販売事業者の検査、指導を受けて、消費期限、賞味期限を設定している。
総合・食料品スーパー	2-D	食品期限表示の設定について、科学的・合理的な根拠は特に無い。 以前から、経験的に「大丈夫」という期間を把握している。また、食品事故が発生すれば大変なことになるので、その期間を更に短めに設定している。
	2-H	コスト、技術等の面で、自ら試験等を実施して、消費期限を設定することは難しいため。 消費期限又は賞味期限の設定は、これまでの経験値、仕入業者への確認や、近辺の他業者の設定状況等を参考にしている。
	2-I	店内で加工する惣菜、弁当等の食品の消費期限については、加盟団体等が定めた「賞味・消費期限一覧」（社員手帳に掲載）を参考に、ほとんどが1日間に設定しているため。また、食品試験を行う工場・研究所を有していないため。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 科学的・合理的な食品期限表示の設定を行っていないとする4食品事業者について掲載した。

表 3-(1)-⑦ 食品事業者の期限表示の設定に関する認知状況及び保健所による指導状況

区分		期限表示の設定に関する認知状況		所在地を管轄する保健所による期限表示に関する指導
		期限表示が義務付けされていることの認知	科学的・合理的な食品期限表示の設定の必要性の認知	
食品事業者				
菓子製造・販売業	1-H	知っている	知らない	指導していない
総合・食料品スーパー	2-D	知っている	知っている	指導していない
	2-H	知っている	知らない	指導していない
	2-I	知っている	知っている	指導していない

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 科学的・合理的な食品期限表示の設定を行っていないとする 4 食品事業者について掲載した。

表 3-(1)-⑧ 「平成 19 年度食品、添加物等の年末一斉取締りの実施について」(平成 18 年 11 月 16 日 付け食安発第 1116002 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)(抜粋)

平成 19 年度食品、添加物等の年末一斉取締り実施要領		(別添 1)
I 目的	食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針(平成 15 年厚生労働省告示第 301 号)に基づき、食品の衛生的な取扱い、添加物の適正な使用並びに食品及び添加物の適正な表示の実施等について、食品等事業者に対する監視指導の強化を図ることにより、年末における食中毒の発生防止及び食品衛生の向上を図るものである。	
II 実施期間	原則として、平成 19 年 12 月 1 日(月)から 12 月 28 日(金)までとするが、各都道府県、保健所設置市及び特別区(以下「都道府県等」という。)において特にこれ以外に期間を定めて本取締りを実施する場合は、その期間を実施期間とする。	
III 実施方法	1 施設に対する立入検査 (1) (略) (2) <u>広域流通食品の製造及び販売を行う施設については、不適切な期限表示や衛生管理を行っていた事例が確認されていることから、「広域流通食品の製造に係る衛生管理の徹底について」(平成 19 年 1 月 31 日付け食安発第 0131002 号)及び「食品の衛生管理等の徹底について」(平成 19 年 9 月 10 日付け食安監発第 0910001 号)を踏まえ、衛生管理の実施状況、表示等について引き続き監視指導を行う。また、監視指導結果については、別添 2 の様式により報告されたい。</u> (3)～(6) (略) 2～4 (略) IV～VI (略)	

(注) 下線は当省が付した。

表 3-(1)-⑨ 平成 19 年度食品、添加物等の年末一斉取締りによる消費期限の表示の監視指導結果
(全国都道府県等)

(単位：施設)

監視指導項目	監視指導結果	
1 「記録の作成・保存に関するガイドライン」に基づく記録を作成・保存しているか。	作成している施設	1,798
	作成していない施設	696
2 製品又は加工品の期限設定の一覧及びその設定根拠を備えているか。	備えている施設	1,703
	備えていない施設 (注 2)	680
3 上記 1 で「作成している施設」のうち、製品又は加工品の期限表示について記録があるか。	記録がある施設	1,610
	記録がない施設 (注 3)	160
4 上記 3 で「記録がある施設」について、科学的・合理的根拠なく、消費期限を超えた期限の表示等、不適切な期限表示がなかったか。	なかった施設	1,606
	あった施設	15
5 上記 4 で「あった施設」に対して、改善指導を行ったか。	指導した施設	42
	指導していない施設	0

- (注) 1 厚生労働省の提出資料に基づき、当省が作成した。
 2 製品又は加工品の期限設定の一覧及びその設定根拠を備えていない主な理由は、①長年の経験で設定しているため、②一部の製品のみ根拠を備えているため、③品数が他種類で記録が困難、④記録の必要性についての認識不足、⑤担当者が確認しているためなどである。
 3 製品又は加工品の期限表示について記録がない主な理由は、①期限表示がない原材料を取り扱っている、②伝票で管理している、③原材料が他種類で記録が困難等である。
 4 各施設数については、厚生労働省が、都道府県から報告があった数をそのまま集計しており、数値の整合性がとれていない部分がある。